

人員基準が満たない訪問看護ステーションの休止・廃止の取扱いについて

調査概要：訪問看護ステーションの指定基準では、保健師、看護師又は准看護師を2.5人（常勤換算）以上確保することが必要である旨、規定しているが、人員基準を満たさない場合の各都道府県の休止・廃止に対する取扱いについて実態を把握した。

調査日：平成22年5月

調査対象：全国47都道府県

調査方法：E-mail

1. 平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）において、休止又は廃止したステーション数について

休止 [有] (37都道府県)			休止 [無]
合計	最小値	最大値	
104 事業所	1 事業所	15 事業所	10 都道府県

廃止 [有] (39都道府県)			廃止 [無]
合計	最小値	最大値	
219 事業所	1 事業所	34 事業所	8 都道府県

2. 平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）において、休止又は廃止したステーションのうち訪問看護ステーションの人員基準である看護職員2.5人以上（常勤換算）を満たさなくなったため、休止又は廃止したステーション数について

休止 [有] (30都道府県)			休止 [無]
合計	最小値	最大値	
67 事業所	1 事業所	8 事業所	17 都道府県

廃止 [有] (28都道府県)			廃止 [無]
合計	最小値	最大値	
85 事業所	1 事業所	15 事業所	19 都道府県

3. 訪問看護ステーションの人員基準である看護職員2.5人以上（常勤換算）を満たさなくなった場合の具体的な取扱いの基準の有無について

	都道府県数
無	43
有	4

4. ある訪問看護ステーションの看護師が5月10日に急に退職することになり、ステーションの看護師数が1.5人（常勤換算）となった場合の対応について

		都道府県数
①[即休止又は廃止]	5月11日より休止又は廃止とし、基準を満たしてから再度届出を行うように指導	4
②[当該月のみ猶予]	5月中までに人員基準を満たすよう指導し、それでも基準に満たない場合、6月以降は休止・廃止届出書の提出を指示	7
③[当該月+( )カ月の猶予]	( )月中までに人員基準を満たすよう指導し、それでも基準に満たない場合、( )月以降は休止・廃止届出書の提出を指示	5 1カ月(4カ所) 2カ月(1カ所)
④[次回の指定の更新まで猶予]	当該ステーションの次回の指定の更新時まで人員基準を満たすよう指導し、それでも基準に満たない場合は休止・廃止届出書の提出を指示	0
⑤[個別のケースによる]	訪問看護ステーションの状況に応じて、具体的対応を決める	31



⑤[個別のケースによる]の主な具体的内容(複数回答)	都道府県数
a) 人員確保の努力がみられる場合	4
b) 人員確保の目途がある場合	17
c) 経営状態の改善努力がみられる場合	1
d) 過疎地等で人員確保が特に困難と思われる場合	2
e) 過疎地等で地域に事業所が少ない場合	4
f) 利用者へのサービス提供の状況による	4
g) その他(「個別の訪問看護ステーションの事情による」「実地調査により是正する必要がある場合」「速やかに人員基準を満たすよう指導し、それでも基準に満たない場合、休止・廃止届書の提出を行うように指導する」等)	11

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」  
(抄)

平成11年9月17日 老企25号  
各都道府県介護保険主管部(局)長宛  
厚生省老人保健福祉局企画課長通知

第1 基準の性格

- 1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名命令に至った経緯等を公示しなければならないなお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
  - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
    - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
    - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
  - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
  - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。